

番号	1 (2) ①、1 (2) ②
項目	労働時間短縮を促進するために、時間外労働の実態調査を毎年行うこと。時間外労働が増加している現状について、市教委の基本的な考えを明らかにするとともに、調査結果を労働時間短縮に活かすこと。 時間外労働をなくすための方策を示すとともに、必要な具体的措置を講じること。
(回答) 教員の時間外勤務につきましては、時間外勤務が無制限にわたることがないように、いわゆる給特法の定めを基準としつつ、生徒の実習、学校行事、職員会議、児童生徒への指導その他やむを得ない場合に命じられているものでございますが、時間外勤務は、職員の健康保持の観点からも、やむを得ない場合に限り命じることを基本として、各校園長に対し、時間外勤務命令の手続の厳正化、適正な事務処理とともに、計画的な業務執行の推進等により時間外勤務の縮減に努めるようお願いしているところであります。 今後とも、制度の趣旨につきましては、さまざまな機会を通じて周知を図ってまいりたいと考えております。 平成 24 年 9 月には長時間勤務教職員に対する健康障害防止対策実施要領を定め、「教職員勤務情報システム」により時間外勤務の状況を把握し、長時間勤務教職員に対して産業医による面接を実施しているところでございます。また、平成 31 年 4 月 1 日には、労働安全衛生法の一部改正に基づき、健康障害防止対策実施要領のうち長時間勤務教職員として把握する者を、時間外勤務時間が月 100 時間以上のところを月 80 時間以上と改正しております。なお、年度末には、各校園から産業医の面接状況等につきまして報告いただくこととなっております。 引き続き、教職員の負担軽減に向けて検討してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	1 (2) ③
項目	休憩時間を確保するための具体的な条件整備をおこなうこと。万が一、休憩時間が確保できなかった場合は振り替え措置を講じること。
(回答) 労働基準法において、休憩時間につきましては勤務時間が6時間を超える場合は45分を、8時間を超える場合は1時間を労働時間の途中に付与しなければならないと規定されています。休憩時間の取扱いにつきましては、「勤務条件制度の手引き」に取扱いを明記し、管理職に対し、適切な運用を行うよう周知しているところです。 また、設定された休憩時間を変更する場合や、取得できなかった場合なども、システムに反映させることになっており、万が一、休憩時間を取得できなかった場合は、管理職が把握できるようにしております。今後とも研修や校長会の場を通じて、休憩時間の適正な取得や、勤務時間の運用について、周知に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	1 (2) ④
項目	当面、時間外労働に見合う回復措置をおこなうこと。
(回答) 教育職員は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」により時間外勤務手当を支給することができないことから、原則として時間外勤務を命じないこととし、超勤4項目に該当する業務について、やむをえない場合のみ、時間外勤務を命ずることができるとなっております。 いわゆる超勤4項目については、「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」において、イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務 ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務 ハ 職員会議に関する業務 ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務として規定されております。 今後とも、給特法及び超勤4項目の趣旨を鑑み、教職員の時間外勤務の縮減に向けて、各学校園において適正な労働時間の管理が図られますよう周知に取り組むなど、教職員の健康保持に向けた取組みを図ってまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	1 (2) ⑤
項目	教員にも労働基準法通り、時間外勤務手当を支給すること。
(回答) 時間外勤務手当を支給することにつきましては、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」において、教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給せず、超過勤務手当制度に替わるものとして、勤務時間の内外を問わず包括的に評価して給料月額の 100 分 4 の教職調整額を支給することとしておりますことから、困難でございます。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	1 (2) ⑥
項目	土・日・祝日等の休日勤務の実態を調査すること。
(回答) 土・日・祝日等の休日勤務につきましては、教職員勤務情報システムのデータを活用し、正確な集計が可能となるよう、現在、システム改修を行っております。 休日の振替の取り扱いなどについても、各校園の管理職対象の説明会を開催するなど、適切な運用が行われるように周知に努めております。 また、B e e ネットポータル及び SKIP ポータルに掲載している「勤務条件制度の手引き」により、勤務時間に係る制度全般について周知を図っているところであります。 今後も引き続き、適切な勤務時間に係る制度の運用が行われるように努めてまいりたいと存じます。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	1 (2) ⑦
項目	部活動の指導が教職員の長時間労働につながらないように、具体的な措置を講じること。
(回答) 平成 30 年度より、教員の長時間勤務の解消を図るとともに部活動指導体制の充実のため、部活動指導員活用事業に取り組んでおります。この部活動指導員は非常勤嘱託職員で、校長の監督のもと部活動の技術指導に従事し、顧問を担い生徒の引率等も可能となっているものです。 以上、この事業に取り組むことにより、大阪市の部活動のあり方を研究し、令和 2 年度以降の事業展開を検討することとしております。 平成 30 年 7 月には、「大阪市部活動指針～プレーヤーズファースト～」を改定し、適切な休養日等の設定として、学期中は週当たり 2 日以上の休養日を設けることや、1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うよう定めております。 今後も引き続き、健全で充実した部活動が実現されるように取り組んでまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 指導部 教育活動支援担当

番号	1 (2) ⑧
項目	長時間労働軽減の観点からも、土・日の公式戦等の部活動については勤務の振り替え措置を認めること。
(回答) 土・日の公式戦等の部活動については、生徒引率（指導）を行う場合、管内で開催される公式戦等に参加する場合には、教員特殊業務手当の支給対象とし、管外で開催される公式戦等に参加する場合には、出張として取扱い、出張旅費を支給することとして、勤務日の振替等を可能としております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 指導部 教育活動支援担当

番号	1 (2) ⑨
項目	「ノー・クラブデー」および「一斉閉庁日」の完全実施を行うこと。(新規項目)
(回答) 大阪市部活動指針では、適切な休養日等の設定について、成長期にある生徒が、学校生活と食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、学期中は、週当たり2日以上休養日を設けることとしております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 指導部 教育活動支援担当

番号	1 (3)
項目	時間休・年休・生休の完全行使を保障すること。そのために必要な措置を講じること。また、B e e ネットポータルを職員が活用できるような措置を講じるとともに、その措置を職員に周知徹底すること。
(回答) 年次有給休暇・生理休暇等の勤務条件につきましては、制度の解説を記載した「勤務条件制度の手引き」をB e e ネットポータル及びSKIP ポータルに掲載するなど、各校園長に制度の趣旨を周知しているところでございますが、今後ともさまざまな機会を通じまして周知を図ってまいりたいと存じます。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	1 (4)
項目	時間外勤務の上限時間を超勤4項目に限定することなく、在校時間を対象とすること。(新規項目)
(回答) 教育職員の勤務時間管理につきましては、平成31年1月25日に文部科学省より「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示されました。本市におきましても、令和元年12月10日に教育委員会会議におきまして、「学校園における働き方改革推進プラン」を策定し、12月13日に各区及び各学校園に通知を行ってまいりました。 また、令和元年12月11日に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布されたところであり、教職員の時間外勤務の縮減に向けて、各学校園において適正な労働時間の管理に向けた取組みを図ってまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	1 (5)、(6)、(7)、(9)
項目	1 日の勤務時間において、年次休暇を 3 分割まで合算できるように認めること。 全ての負傷又は病気に対して、病気休暇を時間単位で取得できるようにすること。 妊娠障害休暇を 14 日間に戻すこと。 医師の診断書がなくても短期介護休暇を取得できるようにすること。
(回答) 政令市への給与負担等の移譲に伴う教職員の給与・勤務労働条件については、これまで、大阪教育合同労働組合の皆様方と協議を進めてまいりましたが、平成 29 年 4 月より府費負担教職員の給与負担等の権限が移譲されたことに伴い、当該教職員に対しても本市規定を適用することとなりました。これにより教育委員会所管の学校園の職員は、本市の職員の休暇に関する規則の適用を受けることとなりました。 なお、平成 31 年 4 月より、がん等の定期的な治療・診断が必要となる病気休暇につきましては、1 時間単位での取得を可能としております。 また、子の看護休暇につきましても、平成 31 年 4 月より、対象範囲を中学校就学前までの子に拡大しております。 今後とも引き続き、給与・勤務労働条件につきましては、本市全体の動向を注視しつつ、適切に対処してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	1 (8)
項目	年度をこえた休日の振替を認めること（新規項目）
(回答) 休日の振替につきまして、振替日の指定を年度内に限るという規定はございませんが、年度を超えて休日の振替日の指定を行いますと、人事異動により、校務運営上に支障等があることから現則認めておりません。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	1 (11)、2 (10)
項目	労働基準法 89 条及び 90 条に則って就業規則を作成すること。 採用に際し、契約内容・就業規則を文書で明示すること。また、校園長にも契約内容を文書で周知徹底すること。
(回答) 講師の勤務条件につきましては、採用の際「大阪市の講師概要」に基づいて、勤務条件等の説明をさせていただいており、学校園へ行っていただく際も、具体的な条件を説明させていただいております。 また、職務内容につきましては、校園長に対し、引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	1 (13)
項目	病気休暇・看護休暇・産休育休に代替者を直ちに配置すること
(回答) 産休育休及び1ヶ月以上の病気休暇及び介護休暇の代替者の配置につきましては、できる限り、速やかに行ってまいりたいと考えております。 なお、ここ数年は、講師登録者数が必要数に対して不足していることから、配置の遅れがでておりますが、今後とも、速やかに配置できるよう、講師の確保に努力してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	1 (17)
項目	泊をともなう行事に対して、勤務の割り振りを完全を実施するよう校園長への指導を徹底すること。15 時間 30 分を超える勤務についても完全な割り振りができるようにすること。
(回答) 泊を伴う行事の勤務時間の割り振りの制度につきましては、適切な運用が行われるように、制度の解説を記載した「勤務条件制度の手引き」や、制度に関連する通知文を B e e ネットポータルへ掲載して、周知を図っているところであります。 今後も引き続き、さまざまな機会を通じて周知に努めてまいりたいと存じます。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	1 (18)
項目	給与の支給に関しては、現金か振込かは本人の希望によるものであること。また、現金支給に際しては、すみやかに支給するよう校園長に指導を徹底すること。
(回答) 給与の支給に関しては、事務の効率化及び安全性の向上の観点より、口座振込のご協力をお願いしているところですが、現金払いか、振込かは、従前より本人の希望により選択していただいております。 また、現金支給に際しましては、今後ともすみやかに支給するよう、校園長への指導を行ってまいりたいと存じます。	
担当	教育委員会事務局 学校経営管理センター 給与・システム担当

番号	1 (27)
項目	長時間労働につながる、土曜授業を廃止すること。
(回答) 大阪市教育振興基本計画において、土曜授業の取組内容を『社会に開かれた教育課程』の実現に向け、各校で土曜を活用し、授業の公開や保護者・地域住民が参加する活動の実施など、開かれた教育活動を進めます。」としております。 教育委員会ではこれまでの成果と課題を踏まえ、平成 30 年度よりすべての小・中学校における土曜授業の実施回数を削減して、年間 3 回以上としております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等教育担当

番号	1 (29)
項目	職員に対するセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントをなくすため、管理職への研修を徹底し、防止と解決に向けて実効性のある策を講じること。
(回答) セクシュアル・ハラスメントは、教職員へのセクシュアル・ハラスメント防止周知用プリント、及び「セクシュアル・ハラスメントの防止に関するガイドライン」を各校園に配付し周知を図っており、管理監督者においては、日頃から教職員へ注意を喚起し、各職場において研修を実施するなど、その認識を深めるように努めており、令和元年9月の校園長服務コンプライアンス研修の際には、セクシュアル・ハラスメントの防止をテーマに研修を行いました。 パワー・ハラスメントにつきましては、職員の尊厳を不当に傷つけ、その能力の有効な発揮を妨げるばかりでなく、職場秩序や業務の遂行を阻害し、学校園にとっても大きな損失をもたらすものであると認識しており、平成29年1月に、「学校園におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する指針」及び「同運用の手引き」を策定し、校園長に対して、教職員へ周知徹底並びに、パワー・ハラスメントのない、より良い職場環境の形成の取組を一層推進するよう通知しております。 また、教育委員会では教職員向けにハラスメントの相談を受ける窓口を設置しており、令和元年10月の服務監察だよりで改めて相談窓口を案内しております。 今後とも、お互いの人権が守られ、相互に理解し合える職場環境づくりに努めて参ります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 指導部 教育活動支援担当

番号	1 (33)
項目	特別休暇の適用を実態に合わせて拡充すること。特に帰宅困難が見込まれる状況では、危険回避による特別休暇が取得できるよう、早急に制度を変更すること。
(回答) 災害時の退勤途上における特別休暇につきましては、今後とも引き続き、本市全体の動向を注視しつつ、適切に対処してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	1 (34)
項目	学校閉庁日を「その他の特別休暇」として認めること。
(回答) 学校閉庁日につきましては、教職員の健康の保持、増進と心身の休養を図るため、<u>毎年8月15日前後の3日間程度を学校閉庁日に設定し、夏季特別休暇や年次休暇、休日の振替等の取得を促進する旨、平成29年7月に各校園長へ通知しております。</u> 学校閉庁日の設定につきましては、各校園の状況に応じて、設定することとしており、日数についても可能な範囲で設定することとしております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	1 (35)
項目	公務傷病については時間単位の取得を認めること。
(回答) 政令市への給与負担等の移譲に伴う教職員の給与・勤務労働条件については、これまで、大阪教育合同労働組合の皆様方と協議を進めてまいりましたが、平成 29 年 4 月より府費負担教職員の給与負担等の権限が移譲されたことに伴い、当該教職員に対しても本市規定を適用することとなりました。これにより教育委員会所管の学校園の職員は、本市の制度の適用を受けることとなりました。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	1 (36)
項目	全国学力テスト・経年テスト・チャレンジテストの結果を教職員の給与・学校予算に反映させないこと。
(回答) 平成 31 年 1 月 29 日に開催されました総合教育会議におきましては、教員の人事評価については、学力のみならず、体力・安心・安全にかかる学校評価の目標を踏まえて、測定的な指標により目標管理を位置づけ、人事評価に反映することとしており、詳細については検討中でございます。お示しできる段階になりましたら、適切な時期に大阪教育合同労働組合大阪支部の皆様と交渉、協議をさせていただきたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	1 (37)
項目	2022 年度実施予定の高校府市統合について、勤務労働条件及び給与変更を組合に提案すること。また、統合を際して、期限付き実習助手の雇止めをおこなわないこと。 (新規項目)
(回答) 期限付き実習助手の雇用につきましては、今後の検討・議論の進捗を注視し、必要に応じて組合の皆様と協議してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	2 (4)
項目	雇用責任者として、同一労働・同一賃金の観点にたって、講師の労働条件を改善すること。また 2 級格付けができるように工夫すること。
(回答) 講師に適用される給料表につきましては、1 級としているところでございます。 講師の給与制度につきましては、本市全体の動向のなかで、国、大阪府並びに他の自治体の状況を注視しつつ、適切に対処してまいりたいと存じます。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教職員給与・厚生担当

番号	2 (6)
項目	辞令は採用時に必ず手渡せるように方策を講じること。
(回答) 年度当初につきましては、一度に大量の講師採用業務を行っており、また初任給決定に必要な職歴証明書など、取得に時間がかかる書類などもあることから、事務手続き上、採用時に辞令をお渡しすることが難しい場合がございます。 なお、今後ともできるだけ採用時に辞令がお渡しできるよう努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	2 (8)、(9)
項目	辞令途中で講師を解雇しないこと。とりわけ、介護休暇に伴う、代替講師については契約期間を守ること。 産休・育休・公務災害等を理由とした解雇をしないこと。産休・公務災害による休職・病気療養中を理由とした採用差別・解雇（更新拒否）を行わないこと。
(回答) 講師の採用につきましては、授業に支障がでないよう、いわゆる「欠員」のある期間に措置しております。 しかしながら、様々なケースがあり、一律には申し上げられませんが、個々の状況に応じて、講師の採用が確保できるよう適切な対応に努めて参りたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	2 (11)
項目	講師の諸権利については、校園長に文書で周知徹底するとともに、本人に正しく伝えるように指導すること。尚、「大阪市の講師概要」については内容に変更があれば早急に改訂版を出すこと。また、改訂にあたっては組合と協議をすること。
(回答) 講師の勤務条件及び社会保険や雇用保険の内容につきましては、これまで「大阪市の講師概要」にまとめ、全校園に配布して周知してまいりました。 令和元年 11 月にはその後の制度改正等に随時対応していくことや、定期的に管理職の意識を喚起することを目的として、「大阪市の講師概要（令和元年 11 月改訂版）」として全校園に配布し、講師の方への配布と管理職での活用を指示したところです。 今後とも、定期的に管理職及び講師に各内容が正しく伝わるよう周知を図って参りたいと考えております。	
担当	教育委員会 事務局 教務部教職員人事担当

番号	2 (14)
項目	賃金を条例に基づいた日に支払うこと
(回答) ご要求の件につきましては、支給日との関係もあり、難しい場合もございますが、引き続き、円滑な支給に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 学校経営管理センター 給与・システム担当

番号	2 (18)
項目	厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格継続について、前任用期間の終期後 9 日以内の任用に限らず、実態を踏まえて柔軟に対応すること。また、適用事業所が変わる場合においても、実態に応じて被保険者資格が継続するよう具体的な方策を打ち出すこと。
(回答) 教育委員会所管の学校の教職員につきましては、令和 2 年 4 月 1 日以降に任用する者からは、前任用期間の終期後 9 日以内に任用があった者について、公立学校共済組合の組合員資格が継続するものとして適用しております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	2 (20)
項目	講師の年休付与計算において、小数点以下は切り上げること。
(回答) 臨時的任用職員の年次休暇につきましては、「教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」に基づき、任用期間1年につき20日の割合で付与し、任用期間が1年に満たない場合は、その期間により按分比例することとしており、1日未満の端数につきましては切り捨てることとしております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	3 (1)
項目	非常勤講師・非常勤嘱託員・非常勤職員の契約内容の「明示書」の提示について校園長に文書で周知徹底するとともに、その内容の改善について組合との協議を続けること。また、契約外労働をさせないように校園長を指導すること。
(回答) 非常勤教職員に関しては、採用の際に労働条件明示書を作成し、本人あて交付するよう全校園長に周知しているところでございます。 今後とも勤務条件等が適切に説明されるよう校園長に周知徹底してまいります。また職務内容については、引き続き校園長に対して周知を図ってまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	3 (3)
項目	待機期間をなくし、継続雇用を行うこと。また、待機期間が生じた場合は、<u>「待機手当」を支給すること。</u>
(回答) (下線部のみ回答) ご要求の件につきましては、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えておりますが、現状では「待機手当」の導入は困難でございます。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	3 (5)
項目	雇用保険法の諸給付について、対象者に周知徹底すること
(回答) 雇用保険制度の概要につきましては、講師採用時に「大阪市の講師概要」に基づいて説明させていただいており、校園長には概要について周知していただくよう依頼しております。今後とも、本人及び各校園長に周知徹底するよう努力して参りたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	3 (6)
項目	特別支援教育サポーターの時給を正規職員と同等に引き上げること。また、交通費を実費支給すること。
(回答) 大阪市教育委員会といたしましては、特別支援学級在籍児童生徒数の増加、障がいの重度化・多様化を踏まえ、障がい種別に応じた特別支援学級設置に努めています。加えて、校内における特別支援教育の充実に向け、これまでより、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」の推進に取り組み、「特別支援教育補助員」、「教育活動支援員」の配置事業を実施してまいりました。平成 27 年度よりこれらの事業を一本化し、新たに、障がいのある児童生徒の交流及び共同学習をより充実して実施することを目的とし、「特別支援教育サポーター」を従前の配置数を拡充し、支援体制の充実に取り組んでまいりました。 また、この間、8 月 25 日からの勤務開始、土曜授業への配置の他、日額の増額等の待遇改善に努めてきたところです。 令和 2 年度より、国の会計年度任用職員制度導入に伴い、「特別支援教育サポーター」を会計年度任用職員として雇用します。また、発達障がい等のある児童生徒について、授業外や校外学習を中心に支援する区事業である「発達障がいサポーター」と一元化し、活動範囲や活動時間帯等、効率よく実態に応じた活用が図れるように制度変更します。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当

番号	3 (7)
項目	特別支援教育サポーターに契約外の労働をさせないように校園長を指導すること。
(回答) 特別支援教育サポーターの勤務条件や勤務内容等につきましては、実施要綱に示し、配置が決まった学校に配付し周知するとともに、登録手続きを行う際には学校長と勤務者間で労働条件明示書の取り交わしを行うようにしています。今後も引き続き、学校長に対して適正な勤務が行われるよう周知し、指導してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当

番号	3 (8)
項目	職場での労働環境を正規職員と同等にするよう改善すること。
(回答) 平成29年4月からの給与負担等の権限移譲に際し、非常勤講師・非常勤（若年）特別嘱託員等の勤務条件につきましては、原則として大阪市の制度を適用としつつ、報酬につきましては、大阪府と同様の水準としているところです。 今後につきましては、本市全体の動向を注視してまいりたいと存じます。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	3 (9)
項目	非常勤講師・非常勤職員・非常勤嘱託員に他の職員と同等に定期健康診断を実施すること。
(回答) 教職員の定期健康診断については、労働安全衛生法並びに学校保健安全法に基づき実施しております。「常時使用する労働者に対し行う」と定められ、「常時」とは、使用される期間と1週間の労働時間数の両方の条件を満たすとされます。さらに本市におきましては、週20時間勤務以上かつ通年勤務の教職員までを対象者として拡大し、実施させていただいております。 加えて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく胸部エックス線検査においては、教職員の勤務時間数等に関わらず受診できる体制をとらせていただいているところです。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	3 (10)
項目	常勤講師・非常勤職員・非常勤嘱託員に有給の特別休暇（災害・危険回避）を保障すること。
（回答） 非常勤教職員の特別休暇につきましては、今後とも大阪市全体の動向を注視しながら検討してまいります。勤務労働条件に係わる諸課題が発生する場合には、協議してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	5 (1)
項目	大阪市は全職員を対象とする新たな福利・厚生事業を行うこと。
(回答) 福利厚生事業につきましては、教職員の勤務意欲の向上を図るためにも、その果たす役割は重要であり、事業主の責務として地方公務員法第 42 条の規定に基づき必要な福利厚生事業を適切に実施していかなければならないと認識しております。 福利厚生事業としまして、平成 25 年 10 月から開始した「こころの健康づくりサポート業務」等のメンタルヘルス対策の充実を図ってきているところです。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	5 (2)
項目	公務災害が発生するような労働環境を改善するとともに、請求があった場合は被災労働者の立場にたって公務災害が適用されるように基金に強く働きかけること。また、申請受付にあたっては市教委としての判断を加えることなく、受理すること。認定後については治療に専念できる環境を整え、被災者に対してはその都度、十分な説明を行なうこと。
(回答) 公務に起因すると考えられる災害が発生した場合については、校園長を通じて認定請求書を提出いただければ、地方公務員災害補償基金に対して速やかに手続きを行ってまいります。 公務災害の認定並びに補償につきましては、被災職員等の請求に基づき、所定の手続きを経て、地方公務員災害補償基金各支部によって行われることになっております。	
担当	教育委員会事務局教務部 教職員人事担当 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	5 (3)
項目	公務傷病期間中の給与を大阪府と同等にすること。できない場合は公務災害基金の計算方法に合わせること。
(回答) 政令市への給与負担等の移譲に伴う教職員の給与・勤務労働条件については、これまで、大阪教育合同労働組合の皆様方と協議を進めてまいりましたが、平成 29 年 4 月より府費負担教職員の給与負担等の権限が移譲されたことに伴い、当該教職員に対しても本市規定を適用することとなりました。これにより教育委員会所管の学校園の職員は、本市の制度の適用を受けることとなりました。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	5 (4)
項目	「教職員健康診断」の実施方法を改善すること。また受診者のプライバシー保護にも十分留意すること。診断結果は受診者本人のみに知らせること。
(回答) 教職員の定期健康診断については、労働安全衛生法並びに学校保健安全法に基づき実施しております。平成 19 年度より夏季休業期間中に区役所等を会場としての一斉健診に変更し、都合により受診できなかった教職員の方々には、冬季休業中にも健診機会を設けているところです。今後も引き続き、円滑な健康診断が実施できるように努めてまいります。 健康診断にかかる受診者のプライバシーの保護につきましては、健診機関と事前調整の上、当日の実施状況確認等のための立会を行うなどし、厳しく指導しております。 また、診断結果については、労働安全衛生法、学校保健安全法施行規則などの趣旨を受け、校園長が教職員健康診断票の作成や保管を行い、結果に基づき教職員の健康を保持するために必要な措置を行う場合に必要なものとなっております。そのため、校園長に研修会や通知等で、取り扱いや保管について厳正を期するよう指導しております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	5 (5)
項目	教職員健康診断票の記入については本人が確認できるように校園長を指導すること。
(回答) 労働安全衛生法 66 条の 3 及び労働安全衛生規則第 51 条に事業者が労働者に実施した健康診断の結果について、事業者が健康診断個人票を作成し、これに記入することを規定しております。教職員健康診断票については、校園長が教職員の健康状態を的確に把握し、健康診断の結果に基づく適切な事後措置を行い、教職員が健康を確保しながら就業できるようにする目的で作成しております。 また、労働安全衛生法 66 条の 7 及び労働安全衛生規則第 51 条の 4 の規定どおり、当該健康診断の結果を労働者に対し通知しております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	5 (6)
項目	教職員の X 線間接撮影をやめ、X 線撮影以外の方法をとること。
(回答) 教職員の健康診断の結核の有無につきましては、学校保健安全法施行規則第 13 条および第 14 条により実施しているところです。 平成 11 年 7 月の厚生省の結核緊急事態宣言、また、特に大阪では結核の新規患者の発生率が非常に高い現状もあり、抵抗力の弱い幼児・児童・生徒や他の教職員の影響を考えると、非常に大切な検診であると認識しております。これらのことを鑑み、本市のような多人数を対象とする集団検診において、確実に検診を実施するには、法制面や財政面から考えましても、エックス線撮影以外の方法による検診は、現時点では困難であると考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	5 (7)
項目	労働安全衛生について全職員に周知徹底すること。
(回答) 学校園における安全衛生管理体制の整備につきましては、労働安全衛生法や学校保健安全法に基づき、児童・生徒及び幼児の健康の保持増進を図るとともに、学校園に勤務する教職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するという観点から、労働安全衛生法でいうところの常時 50 人以上の教職員を擁する学校のみならず、全ての市立学校園において本市独自での位置づけのもと教職員の安全衛生管理体制の構築をめざし、平成 17 年度に制度を発足いたしました。 発足にあたりましては、学校園での安全衛生管理体制確立のためには、教職員全員の安全衛生にかかる意識の浸透が必要であることから、各校園長会におきまして、説明会の実施並びに文書での通知により、安全衛生委員会の立ち上げにあたっては、校内で十分に論議をいただき、教職員相互の理解のうえ体制の整備を図るようお願いしております。 また、今年度も全国労働衛生週間の取り組みに呼応して、全校園に「全国労働衛生週間の実施について」通知を行ってまいりました。 今後とも、機会があるごとに周知の徹底を図ってまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	5 (8)
項目	学校現場の安全衛生委員会が具体的に機能するように対策を講じること。
(回答) 労働安全衛生法等に基づき、学校園に勤務する教職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進する観点から、大阪市立の全ての学校園において平成 17 年度より安全衛生委員会の立ち上げを図ってまいりました。 安全衛生委員会の活動状況の調査等を行いながら、安全衛生委員会の活性化に向けた周知も行なってまいりました。 また、8 月には管理監督者である校園長や教頭等を対象とした研修を実施しております。今後とも、学校園の安全衛生委員会の活発な活動に向け、機会あるごとに周知を図ってまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	5（9）
項目	大阪市教職員労働安全衛生協議会の討議結果を職員に周知徹底すること。
（回答） 大阪市教職員労働安全衛生協議会は、教職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するための統一的な措置を図ることを目的に設置しています。 大阪市教職員労働安全衛生協議会の討議結果につきましては、学校園における安全衛生委員会活動に活用いただけるよう今後とも周知を図ります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	6 (2)
項目	賃金や諸手当の支給間違いの原因を究明し、業務内容を改善すること。
(回答) 平成 29 年 4 月の政令市への県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う約 17,000 人の給与支給に対応するため、新たに人事・給与システムを再構築し、4 月より稼働いたしました。 システムの開発には万全を期して取り組んでまいりましたが、システムの一部に想定外の不具合が生じるなどにより大変ご迷惑をお掛けいたしました。 システムの不具合につきましては、この間、開発事業者等とも十分に連携し対応してまいりましたが、今後とも継続して円滑な給与支給事務が実施できるようシステムの安定稼働に努めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いします。	
担当	教育委員会事務局 学校経営管理センター 給与・システム担当